

消費税の大ウソ 後編

帯広市医師会
帯広中央病院

よしだ
吉田

みつぐ
貢

前回の話をまとめ直すと、輸出自動車だけでなく、外国人観光客を相手に商売している免税事業者などもそうだが、外国人からは消費税を取らない方針なので、対象となる事業者は、仕入れの際に支払った消費税の還付を受けられること。

一方、日本人は消費税を支払う義務があるので、医療機関も含めた免税事業者は、消費税を納税しなくてもよい代わりに、仕入れの際に支払った消費税の還付を受けられないので、損をしていること。

消費税の課税事業者の場合は「仕入税額控除」があるので、仕入れの際に支払った消費税を取り戻すことができること、以上の3点となる。

次に、消費税を価格ではなく、消費税込みの値段から見てみると、消費税は“価格”の10%なので、消費税込みの“売り上げ”をX円とすると、 $X/11$ が消費税になる。一方、仕入れがY円だとすると、仕入れ業者に支払った消費税 $Y/11$ は「仕入税額控除」が適用されるため、事業者が実際に納税する消費税は、 $X/11 - Y/11 = (X - Y) / 11$ となる。

$(X - Y)$ は粗利益なので、消費税は「事業者の粗利益の $1/11 \approx 9\%$ を納税する」ことが本態であり、外形標準課税の一種であることが分かる。

消費税の大ウソの3つ目が「益税」である。

年商1,000万円未満の事業者は消費税を納めなくてもいいので、その分をネコババしているという話であるのだが、消費税は消費者が支払う税金ではなく、事業者の粗利益にかかる税金なので、“益税”など初めから存在しないことは明らかだろう。消費税を支払うと、粗利益の $1/11$ だけ事業者の取り分が少なくなると認識するのが正しい。そして免税事業者とは、粗利益の $1/11$ を政府に納税しなくてよいというだけの話だからだ。

年商が1,000万円未満の零細企業や“個人事業主”のほとんどが、自分の所得はせいぜい年間2~300万円であり、法人としての利益もほぼゼロである。

個人事業主とは、社員として雇用されて働くのではなく、UberEatsの配達員、アニメーター、声優、大工の一人親方、劇団員、音楽家、売れない漫画家や文筆家のような、下請けとして、元請けから業務委託を受けて働く人々である。

そして、そのような低所得事業者からも、消費税を徴収するという情け容赦のない仕打ちに出たのが、本年10月から始まる「インボイス制度」だ。

例えば、時々スタジオやお店に呼ばれて演奏し、

一回5万円の出演料を頂いているミュージシャンがいたとしよう。彼の場合は個人事業主であり、仕入れがほとんどないので、稼いだおカネが、そのまま粗利益になるとする。また、年に40回も呼ばれればいい方で、彼の年間の粗利益も200万円以下である。

彼は免税事業者であり、消費税を支払っていないのだが、今までは免税事業者から仕入れた場合も、元請けの「仕入税額控除」が認められていた。

ところがインボイス制度が始まれば、彼のような下請けの場合、消費税を納税している証明となる登録番号を税務署から取得し、その登録番号が記載された適格請求書（インボイス）でなければ、元請けの事業者は「仕入税額控除」ができなくなる。

よってインボイスでなければ、スタジオの方から、もう来なくていいよと、お払い箱にされるだろう。

ではミュージシャンがスタジオに消費税を上乗せした出演料を要求したらどうなるだろう。スタジオとしては「何を寝ぼけたことを言ってるんだ。こちらだってギリギリでやってるんだぞ。出演料だって5万円から4万円に値下げしたいところを、今までのお付き合いを考えて、頑張って5万円払っていたのに、そんな恩知らずのことを言う奴はもう来なくていい」となってしまう。

ここで彼は廃業するか、 $200万円 \times 1/11 = 18万円$ を新たに納税するか（約1か月分の減収となる）を選択しなくてはならなくなる。

また個人タクシーや、打ち合わせで利用する喫茶店やスナックなども、インボイスの適格請求書（領収書）でないと、社員が利用しても会社側で経費を「仕入税額控除」できなくなるので、サラリーマンの利用が大幅に減少する懸念があり、選択を迫られることになる。

医療機関は自分たちで価格を決定できないので、消費税導入時に課税事業者にならないと消費税分の仕入れ価格の上昇を補填できず大損してしまうことは分かっていた。だが、消費税導入による損失分を、診療報酬の値上げに反映させるという政府の方針に従うことにした。医師会という集団の力で元請けの政府と価格交渉できるという強みもあったからだ。

だが年商1,000万未満の下請けや中間業者の場合、インボイスが導入されると、粗利益の $1/11$ を納税しなくてはならなくなる一方、元請けが納入価格の値上げに応じてくれる可能性はまずないだろう。

零細事業者や個人事業主には、医師会のような、交渉力のある業界団体が存在しないからだ。

インボイス制度も、導入の際に一時的な緩和措置が取られるようだが、導入されたら後戻りできない。

結論として、消費税問題の最終解決策は、やはり消費税を廃止するしかないのである。財源は？

2021年12月号を見て下さいね（→国債です）。